

政令第百七十六号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の八並びに別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の四を削り、第六号の五を第六号の四とし、第六号の六から第六号の九までを一号ずつ繰り上げる。

第二条第一項第三十号の五の次に次の一号を加える。

三十の六 三塩化チタン及びこれ含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(144)を(148)とし、(143)を(147)とし、(142)を(146)とし、(141)を(144)とし、その次に次のように加える。

(145) ニーメトキシエチルⅡ（RS）―ニ―（四―t―ブチルフエニル）―ニ―シアノー三―オキソー三

―（ニ―トリフルオロメチルフエニル）プロパノアート（別名シフルメトフエン）及びこれ含有す

る製剤

第二条第一項第三十二号中(140)を(143)とし、(81)から(139)までを(84)から(142)までとし、(80)を(82)とし、その次に次のように加える。

(83) 二・六―ジフルオロ―四―(五―プロピルピリミジン―ニール)ベンズニトリル及びこれを含むする製剤

第二条第一項第三十二号中(79)を(81)とし、(35)から(78)までを(37)から(80)までとし、(34)を(35)とし、その次に次のように加える。

(36) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフェニル―四―ペンチルベンゾアート及びこれを含むする製剤

第二条第一項第三十二号中(33)を(34)とし、(27)から(32)までを(28)から(33)までとし、(26)の次に次のように加える。

(27) 一―(三―クロロ―四・五・六・七―テトラヒドロピラゾロ「一・五―a」ピリジン―ニール)―五―「メチル(プロプ―ニール)―アミノ」―H―ピラゾール―四―カルボニトリル
(別名ピラクロニル)及びこれを含むする製剤

第二条第一項第七十二号の次に次の一号を加える。

七十二の二 三・六・九ートリアザウンデカン―一・一一―ジアミン及びこれを含むする製剤

第二条第一項第八十五号の八の次に次の一号を加える。

八十五の九 二―ト―ブチル―五―メチルフエノール及びこれを含むする製剤

第二条第一項第九十一号の二の次に次の一号を加える。

九十一の三 ヘキサン―一・六―ジアミン及びこれを含むする製剤

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十八年五月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の毒物及び劇物指定令（以下「新令」という。）第二条第一項第三十号の六に掲げる物であつて、この政令の施行の際現に存し、かつ、その容器及び被包にそれぞれ毒物及び劇物取締法第十二条第一項（同法第二十二條第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による毒物の

表示がなされているものについては、引き続きその表示がなされている限り、同法第十二条第一項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前にした新令第二条第一項第三十号の六に掲げる物に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この政令の施行の際現に新令第二条第一項第七十二号の二、第八十五号の九及び第九十一号の三に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

5 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、平成十八年七月三十一日までは、毒物及び劇物取締法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

